

質問事項一覧

1 配偶者等からの暴力への対策の強化について

- ① 改正 DV 防止法が 4 月 1 日に施行され、精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の申立てが可能となった。その場合、裁判所への申立てにうつ病等の診断書の添付が必要とされているが、被害者が適切に診断書を得られるようにするため、内閣府はどのように取り組んでいるか教えて頂きたい。また、改正法の附則第 8 条で「新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とあるが、施行状況の把握をどのような形で行う予定か、検討状況も含め御教示願いたい。【可児委員】
- ② 資料 3 の保護命令制度に関するパンフレットに、心身に重大な危害を受けるおそれがあるかどうかの判断において、医師の診断書の添付が求められることが記載されているが、その判断根拠となる事実や供述のカルテ記載に関して、また、裁判に発展するリスクや安全確保も含めて、医療現場では全く準備がないことは、これまでの調査会でも発言させていただいた。このパンフレットの配布により理解を求めるターゲットはどちらか。医療現場への浸透も見据えているか御教示願いたい。【種部委員】
- ③ 子どもの虐待への対応に父親（交際相手、内縁関係含む）への固有のアプローチが有効であるし必要であることも研究からわかっている。子どものために別れないという家族もあり、DV があっても在宅もしくは別居しながらの関係が続く事例が多い。児童相談所における DV 対応力を高める取組を強化すべきではないか。【中村委員】
- ④ 資料 3 に関連し、配偶者暴力加害者プログラム実施の今後の取組について、特に地域社会で実現させていく令和 6 年度以降の国の取組の方針についてお聞きしたい。加害者プログラムに関わる自治体への調査から、加害者プログラムを実施できる体制の、とりわけ人材育成が必要だという意見が多数あった。この点では官民連携しての取組が要請されている。加害者プログラムを促進させる方策を御教示願いたい。【中村委員】
- ⑤ 心理的・精神的暴力を視野に入れた加害者プログラムにしていくことが、今次 DV 防止法改正とも関わり大切となる。特に、予防、防止、啓発が重要だが、被

害者にも加害者にもならないというだけではなく傍観者にならないための視点が有効だとの研究がある。パートナーシップのあり方、マジョリティの特権、マイクロアグレッション、無意識のバイアスなどの観点から、家庭教育、学校教育、社会教育全体にわたる総合的アプローチが必要だと思う。二次加害・二次被害を防ぐためにも傍観者対策のあり方を検討してはどうか。【中村委員】

⑥ 加害者プログラムを全国展開するには、試行実施、実施のための留意事項策定等を踏まえて、更に踏み込んだ施策が必要と考えるが、自治体へどのように実施を促すのか。自治体を実施する際のプログラムの担い手、財源確保のために国はどのように自治体を支援するのか。プログラムのクオリティを担保するために何をするのか。司法と連動した加害者プログラムの実施が必要と考えるが、今後、どのように取り組んでいくのか。【納米委員】

⑦ 児童虐待によってこどもが死亡ないし重篤な結果に至った事例については、こども家庭審議会児童虐待防止対策部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、国が把握した事例全件が取りまとめられ、毎年、数例について委員が自治体を訪問して詳細な聞き取りを行い、検証がなされている。事例全数の統計データ及び現地ヒアリング結果については報告書にまとめられ、国民に公表されている。委員会は、児童福祉、母子保健、児童精神科、産婦人科、小児科、法律家、DV 被害者支援の専門家などで構成され、多角的な視点からの議論が行われている。現在、まとめられようとしている報告書は第 20 次という節目にあたることから、これまで現地ヒアリングを実施した事例についてメタ分析も行われている。前回の専門調査会において、DV による重大事例検証について質問したが、警察庁等において検証しているとの回答だった。児童虐待についての検証と DV についての検証に、なぜこのような違いがあるのか。DV による殺人、傷害事件は後を絶たない。DV による重大事例についても、児童虐待と同様に、省庁内部での検証にとどまらず、外部専門家による客観的検証を行い、その結果を広く国民に公表すべきと考えるが、いかがか。

【納米委員】

2 性犯罪・性暴力対策の強化について

(1) 刑事法の改正に係る対応

⑧ 本年 7 月から性犯罪の規定が変わり、不同意性交等罪及び不同意わいせつ罪となったところ、資料 2 の参考資料について令和 5 年度の不同意性交等罪・不同意わいせつ罪の認知件数・検挙件数が急増している。増加の理由と背景について警察庁の見解を御教示願いたい。【小西会長】

- ⑨ 逮捕・起訴の各段階において、不同意性交等罪で検挙した事例について、具体的に刑法第 176 条第 1 項各号のいずれの要件に該当するものと判断されているのか、また、被害者が 13～15 歳で年齢差要件（5 歳以上年長）に該当していた場合が何件あって、その事例の被害者と加害者の関係性はどのようなものであるのか。警察庁や法務省はこれらのデータを把握しているか。【後藤委員】
- ⑩ 性的姿態等撮影罪（新設）により逮捕・起訴された事例について、これまで迷惑防止条例等の条例違反に該当するものとして対処していた事例もあると思われる。新設後、性的姿態等撮影罪による検挙・起訴事案と条例違反事案との関係性について教えていただきたい（これまで（令和 4 年以前）及び令和 5 年の条例違反のうち盗撮に該当する件数と、令和 5 年の性的姿態等撮影罪の新設後の同罪による検挙・起訴件数）。【後藤委員】

（2）多様な被害者が相談をしやすい環境の整備

- ⑪ 資料 2 性犯罪・性暴力対策の実施状況のフォローアップ通し番号 2 について、ワンストップ支援センターの相談員等を対象に行った研修の内容について御教示願いたい。【可児委員】
- ⑫ 資料 2 性犯罪・性暴力対策の実施状況のフォローアップ通し番号 16 について、「緊急避妊等に要する経費やカウンセリング料等の公費負担制度について、各種会議等を通じて、適切な運用がなされるよう、都道府県警察に対して指導を行っている」（警察庁）とあるが、その結果、公費負担がなされることとなった都道府県警察があるか否か、ある場合は具体的にどこの警察か（それが難しければ何都道府県あるか。）を御教示願いたい。【可児委員】

（3）こどもの性被害防止に向けた総合的な対策の推進

- ⑬ 資料 2 性犯罪・性暴力対策の実施状況のフォローアップ通し番号 7 について、学校や保育所以外の一部の業種は「認定制」になっている。性犯罪を防止する上で十分と言えるのか。また何か別の対策が予定されているのか。【渡邊委員】
- ⑭ 資料 2 性犯罪・性暴力対策の実施状況のフォローアップ通し番号 8 について、教員養成系に対する働きかけとしてはやや弱いと思われる。大学側の自助努力で十分と言えるのか。【渡邊委員】
- ⑮ 資料 2 性犯罪・性暴力対策の実施状況のフォローアップ通し番号 33 について、学校等で相談を受ける体制の強化に関して、児童間で性暴力の加害・被害が起

こった時や児童が教職員に被害を開示した場合に、現状では教職員をはじめとした学校の対応にばらつきがあり、児童や保護者が二次被害を受けたという訴えがワンストップ支援センターに多く寄せられている。そうした場合の対応について、マニュアルを作成したり、教職員向け研修を実施したりすることが必要と考える。今後、どのように施策が予定されているか、御教示願いたい。【浦委員】

- ⑩ 資料2 性犯罪・性暴力対策の実施状況のフォローアップ通し番号 32 について、「生命（いのち）の安全教育」の取組を依頼し、周知を図っておられるが、どの程度の強制力がある依頼を、どのレベルに行っているのか。現場で生命（いのち）の安全教育を実践する学校が増えているとは感じられず、実効性のある働きかけや実践につながる予算・人・手段を考える必要があるのではないか。【種部委員】

以 上